

一般社団法人中洲国体道路ビル・テナント防犯健全協議会費規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人中洲国体道路ビル・テナント防犯健全協議会（以下「本会」という。）定款第32条の規定に基づき、本会の会員（特別会員を除く。以下同じ。）の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（会費の額）

本会の会費は月額1万円とする。

第3条（会費の納入）

1 前事業年度内に退会の手続きを完了せず、事業年度の初日の時点で会員資格を有する者は当該事業年度の1年分の会費を納入しなければならない。

2 会員は毎事業年度、本会から会費の請求を受けたのち、本会が指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。

第4条（中途入会の会費及び納入）

1 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認日より月割とする。

2 本条第1項の会費の納入は、第3条第2項の規定を準用する。

第5条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附則この規程は、一般社団法人中洲国体道路ビル・テナント防犯健全協議会の設立登記の日（令和1年12月11）から施行する。